

浄化槽をお使いの皆様へ

浄化槽を正しく管理していますか？

浄化槽は、浄化槽内に住まわせている微生物が家庭から出る汚水の汚れをエサにして、水をきれいにして排水します。

浄化槽内で微生物が元気に働いてもらうためには、維持管理（保守点検・清掃）、法定検査が必要です。また、環境保全のためにも、浄化槽を設置した人は法律で定められた維持管理と法定検査を行いましょう。

法定検査ってなに？

法定検査とは、浄化槽法で義務付けられた浄化槽の機能に異常がないか検査を行うことです。法定検査は熊本県浄化槽協会の検査員が訪問して、水質などの必要な検査を行います。浄化槽法では保守点検や清掃とは別に、年1回の法定検査を受ける必要があります。

浄化槽に関する3つの義務

- ① **保守点検**（県に登録している業者）
浄化槽の機能を保つための点検等を行います。



- ② **清掃**（町が許可した業者）
浄化槽内の汚泥等を引き出し、機器類の掃除等を行います。（1回以上/年）



- ③ **法定検査**（県が指定した熊本県浄化槽協会）
浄化槽の水質検査及び維持管理が適切か判定します。（1回/年）



〈問い合わせ先〉

長洲町役場 住民環境課環境対策推進係 (☎78-3122)

熊本県浄化槽協会 (☎096-284-3355)

